

沼田市保健福祉センター

10月から会議室などを貸し出します



利用可能日時 12月29日から翌年1月3日までを除く、平日の午前9時～午後9時

※休館日は原則土・日曜日、祝日、年末年始

申込方法 使用日の3カ月前から3日前までに、所定の申請書に料金を添えて、保健福祉センター管理室へ申し込みください(申請書は同センター管理室にあります。市HPからもダウンロード可)

使用の制限 次の該当する場合は使用できません
○公の秩序または善良な風俗を害する恐れがあると認められる場合

- センターの施設を損傷する恐れがあると認められる場合
- もっぱら営利を目的とするものであると認められる場合
- 政治的活動または宗教的活動に使用する恐れがあると認められる場合
- 沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員等が使用する恐れがあると認められる場合
- 保健福祉センター設置の目的に即さないと思われる場合

●**利用料金** (経過措置として多目的ホール以外の会議室などは、10月1日(木)から来年3月31日(水)まで利用料金の徴収は行いません)

施設区分		定員	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～5時)	夜間 (午後5時～9時)
2階	機能訓練運動実習室	20人	2,640円	3,520円	3,520円
	会議室201	24人	990円	1,320円	1,320円
3階	会議室301・302	301: 22人 302: 8人	990円	1,320円	1,320円
	会議室303・304・305	各36人	1,320円	1,760円	1,760円
	栄養指導調理実習室	30人	3,300円	4,400円	4,400円
4階	多目的ホール	150人	5,500円	6,600円	7,700円

※**利用料金が変更になる場合** ①入場料などを徴収する場合は規定利用料の2倍の金額／②市民以外の者が使用する場合は規定利用料の2倍の金額／③前述①②の両方に該当する場合は規定利用料の3倍の金額

※利用者と用途により、利用料金を減免できる場合があります

問合せ 利用申請・利用状況などは保健福祉センター管理室 ☎ 22-1990 (健康課予防係 ☎ 内線 3161)

市内で創業しようと考えている、または創業して間もない人であれば、センター内(テラス沼田6階)にオフィスを構えるチャンスです。低コストなオフィス月額使用料金や無料で利用できる備え付けオフィス家具、Wi-Fi、個室会議室など、創業や起業における初期投資費用を軽減できるサポート環境が魅力です。

対象 市内で創業しようと考えている、または創業して間もない人

オフィスの概要

- ▼6A・6B 26平方メートル／月額使用料1万4300円(税込み)
- ▼6C 30平方メートル／月額使用料1万6500円(税込み)

申込期間 随時(先着順)

※公募によるものとし、書類および面接審査があります

その他 選考方法など、詳細は市HPをご確認ください

申込み・問合せ 産業振興課 ☎ 内線 5003

1008843

沼田市創業支援センター

オフィスの

使用者募集